

行田市とものつくり大学との連携協力に関する協定書

行田市（以下「甲」という。）とものつくり大学（以下「乙」という。）は、相互の連携協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、産業、教育、福祉、環境等の諸分野において相互に協力することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携協力するものとする。

- (1) ものづくり等の産業振興に関すること。
- (2) 教育・文化・芸術・スポーツの振興に関すること。
- (3) 人材育成に関すること。
- (4) 健康・福祉に関すること。
- (5) 自然・環境の保全に関すること。
- (6) 地域の安心・安全の推進に関すること。
- (7) まちづくりと地域コミュニティに関すること。
- (8) 大学の学術研究、課外活動、インターンシップ等に関すること。
- (9) その他、両者が協議して必要と認めること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、この協定による連携を効果的かつ円滑に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定の条項解釈に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙はおのこの1通を所持する。

平成25年8月6日

行田市本丸2番5号

甲 行田市

行田市長

工藤正司

行田市前谷333番地

乙 ものつくり大学

学長

稲永忍